

空き家活用のススメ

地域の空き家を活かそう！

地域の賑わい形成や、豊かな暮らしづくりに
空き家

を活かそう！

を活かそう！



目 次



1

空き家活用の『第一歩』

空き家の状況を確認しよう！	3
空き家もしっかり管理しよう！	4
空き家問題を地域で考えよう！	5
空き家活用についてみんなで考えよう！	6



2

空き家活用の『次の一歩』

空き家活用の基本を知ろう！	7
空き家の活用方法を考えよう！	8
空き家活用の不安を解決しよう！	10
地域資源活用事例	13～16



3

空き家対策に係る相談窓口

各自治体の相談窓口	17
空き家に関する専門家の相談窓口	18～20



空き家に詳しい
空き家博士



楽観主義の
お父さん



慎重派の
お母さん



面倒くさがりの
娘



心配性の
おじいちゃん



ご意見番の
親戚のおじさん



迷惑を被っている
近所のおばちゃん1



迷惑を被っている
近所のおばちゃん2

1

空き家活用の『第一歩』

空き家の状況を確認しよう！

Q1

空き家をそのまま放置し、
手入れもしていません。大丈夫ですか？

離れた所に住んでるから、
庭や家の手入れもなかなかできないよね…



今すぐ壊れる家でもないし、
大丈夫じゃないか？

A

住まいは放っておいたら、どんどん傷んでいきます。
日頃から窓の開け閉め、空気の入れ替え、水道の水や
トイレを流す、また雨漏りやこわれた箇所の修理をしていくこ
とが大事です。定期的に状況を確認しましょう！

遠くに住んでいる場合は、空き家管理サービス※にお願いする
方法もあります。

どうするべきか…。



※所有者に代わって、定期的に巡回管理するサービス。

Q2

老朽化した空き家の所有者が
だれなのか分かりません。どうすれば？

だれのものでも関係ないわ。
瓦が落ちてきて、通学中の子どもたちがケガしたら大変よ！
早く対策しないと！

でも、勝手に手を加えていいのかしら？

A

空き家といえども所有者にとっては財産です。所有者に断りもなく、手
を加えることはできません。法律※では、所有者に対して、空き家とそ
の敷地を適切に管理する責任を求めてるので、しっかり対応してもらう必要
があります。何かあったときに所有者に連絡できるように、帰省などの際に連
絡先を聞いておくことも考えられます。

※空家特措法、民法など

空き家もしっかり管理しよう！

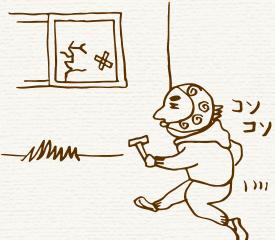
Q3 空き家を放置すると？

おじいちゃんのおうち、定期的に手入れしないと、周囲に迷惑をかけることになるわ…
かといって、手間も時間もかかるし、まずお金もかかるのよね…。



誰にも迷惑かけてないから
そのままでいいんじゃないか？！

住まないのなら、早く解体して
土地を売ればいいじゃない。



A 空き家を放置し、老朽化が進めば、台風時に瓦や外装材が飛んだり、シロアリ被害や、不審者が侵入したり、小動物が住み着いたりと近隣住民に不安や迷惑をかけてしまう場合があります。さらに、不審火による火災やごみを捨てられることもあるので、空き家はきちんと管理しなければなりません。
また、民法では、空き家を適切に管理せずに近隣の建物や通行人等に危害を及ぼした場合は、賠償責任を負うとされていますので注意しましょう。



Q4 空き家は負の財産になる？



空き家なんて持ってても意味ないよ。
空き家になったら、早く売ればいいんじゃない？

簡単に売ると言っても、俺が子どもの頃住んでいた家で
思い入れもあるし…。墓参りのとき泊まるし…。
まだ大丈夫だし、ボチボチ考えようかな。

家財道具も残したままだし、問題は山積み。
負の財産になる前に早く何とかしないと…



A 放置したままの空き家は所有者にとって負の財産になる可能性があります。
放置したままだと、老朽化が進み、修理を頼まないといけなくなるなど、財産価値が下がる原因になるからです。
利用する・しないに関わらず、日常の管理をしっかり行うことが財産価値を維持することにつながります。



空き家問題を地域で考えよう!

Q5 放置されている空き家が 地域に及ぼす影響は?



この年になって、空き家の問題を自分たちだけでは解決できん。
どうしたらいいんだろうか?

空き家が増えている地域では、
どんな取り組みが始まっているのかしら?



A

放置された空き家が増えていくと、周囲の生活環境に影響を与え、地域の印象や地域活力の低下にもつながります。

空き家が老朽化する前に活用することで、地域に貢献できることもあります。最近では、空き家をUJT(※)者向けの定住促進住宅や地域住民が集まって語らう場として活用する取り組みが行われ、地域の活性化に寄与している事例もあります。



※地方で生まれ育った人が都心部で働き再び地方に移住することをJターン、都心部で働き元の生まれ故郷ではない別の地方へ移住することをJターン、都心部で生まれ育った人が地方移住することをIターンといい、これらを総称した言葉。

Q6 空き家が増えている地域はどうすれば?



空き家は放置されているケースが多いから、
周辺の住民はいい気分はしないよなあ



この間の台風で隣の空き家の瓦が飛んできて、うちも危なかったわ。
シロアリもいそうだし、雑草は伸び放題。
本当、迷惑しているんだけど…。

A

当然、所有者に適切な管理を行う義務があり、放置し、周囲に迷惑をかける場合は、空家特措法に基づき、行政から指導を受けることもあります。地域によっては、住民が中心となって周囲に迷惑をかける空き家になる前に、空き家の場所や管理状況などを確認し、見守りなどを協力して行ななど、空き家問題を未然に防ぐ活動に取り組んでいるところもあります。



空き家活用についてみんなで考えよう!

Q7

空き家は活用できる?



俺の家は、これからどうしようか?。
50年前は夢のマイホームだったんだけどな…
年も年だし管理も難しくなってきた…

俺が引き継ぐよ!大丈夫、任せとけ!



ちょっと…勝手に決めないでよ。
家の管理をする時のことをしっかり
話し合わないと。

A

所有者は、空き家や空き家のある土地を適切に管理した上で、どう活用するのか具体的に検討することも大切です。
「この家は古すぎて人に貸せない」と思っても、まずは空き家を大事な資産として最大限に活かすため、専門家等に相談しながら、様々な利用方法を家族みんなで考えましょう。



Q8

空き家を使った地域の取り組みは?

空き家を使った地域の取り組みって
どういうのがあるのかしら?



使ってくれる人が
大切に使ってくれればうれしいよ。



A

地域では、空き家を使って地域住民等が馴染みやすく交流しやすい場として使ったり、地域の景観や暮らしを継承する独自の観光資源になったりすることも考えられます。
また、地域のみなさんで空き家の補修や維持管理に関わることで、コミュニティを育むきっかけとなることも期待されます。



空き家活用の基本を知ろう!

Q9

空き家を他の人に委ねたい場合は?



地域によっては、空き家を使って何かできるかも。



空き家をリノベーション※して
カフェをオープンした話を聞いたことがあるわ

A

空き家は、所有者にとってはお荷物でも、地域の人から見れば多様な活用を期待できる場合があります。古いからとあきらめず、空き家バンク(P8参照)を活用するなど、前向きに考えましょう。主な相談先としては、空き家バンクを運営している自治体や、不動産団体、NPO団体等があります。

(巻末に連絡先を掲載)

※建物に新たな付加価値を付けて再生すること。

Q10

空き家の利用用途は住まいに限る?



俺の家が空き家になったら、使う人はいないのかもな?



俺には住んでいる家があるからなあ。でも、土地はかなりの広さがあるし、家も別の用途に使いたい人もいるかもよ。

A

空き家は、住宅以外の用途で使うことも考えられます。たとえば、地域住民が共用する生活支援や住民同士の交流、イベントの開催などに活用されているケースや、地域外からの利用・観光などに貢献する施設として、休憩場所や観光案内所などに活用しているケースもあります。

Q11

空き家を貸すにはどんな取り決めが必要?



でも、売ったり貸したりする場合は、どこに相談したらいいのかしら?



借りる人がいれば、維持管理の費用負担はかかるないのよね。
早く手続きして、貸したら?

A

まずは不動産団体などの専門家に相談することをおすすめします。大事なことは、空き家を利用する際、所有者と利用者がお互い納得する契約内容を決めておくことです。例えば、利用者が趣味の作業用スペースとして利用するため安い価格で利用したい場合は、補修しないまま賃貸することも考えられます。この場合、お互いの責任範囲等を明確にするため、契約手続きや火災保険の適用、維持管理費用の負担などを決めておくことが重要です。

空き家の活用方法を考えよう!

Q12

空き家活用の方法は? —



信頼できる人に活用を頼めないかなあ?



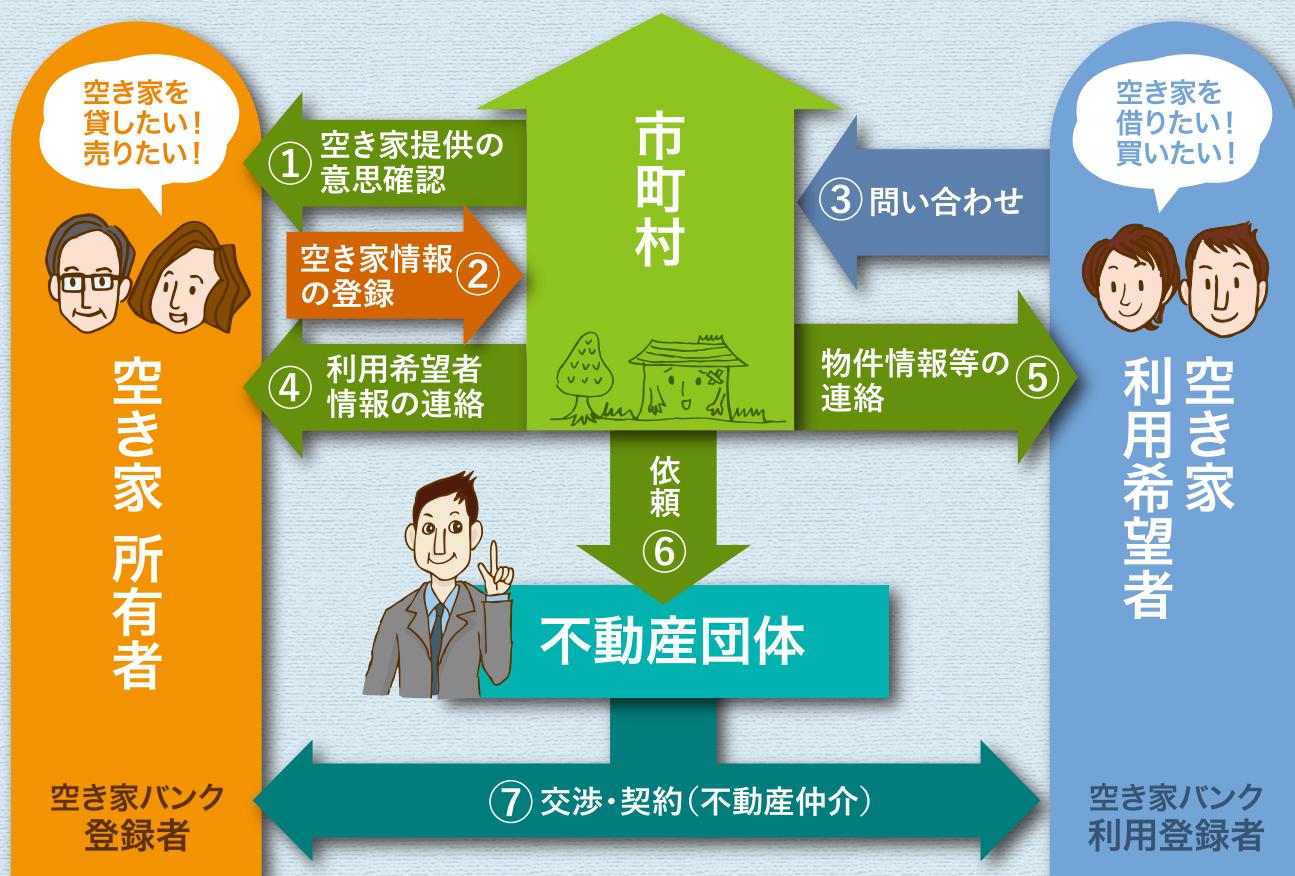
「空き家バンク」に登録すればいいぞ。

A

「空き家バンク」とは、空き家の物件情報を自治体のホームページ等で紹介し、空き家所有者と利用希望者をマッチングする仕組みです。自治体が運営している事例が多く、安心して登録できます。

●空き家バンクの例

空き家バンクの一般的な仕組みは、下図のとおりです。運営主体によって、手続きの内容や進め方等が異なりますので注意してください。



Q13 空き家に住みたい入っているの？



家をわざわざ新築せずに、
状態のいい空き家を利用できれば、安価で住めるぞ

空き家を活かせば、双方にメリットがあるよね。



A 元々、持ち家だった空き家を借りたり、買ったりする場合、管理が行き届いていれば、金銭の負担が少ないため、有益な手法と考えられるほか、地域の風土に適した暮らしができるなどのメリットもあります。また地域にとっても人が来ることでイベントや産業などが活性化することが期待されます。



景観って大事！

Q14 空き家活用の手順は？



空き家を売ろうとする時、何からすればいいのかしら？



不動産？役場？どこにいけばいいんだ？

A まず、空き家の権利関係が整理されていることが重要です。相続がなされていない場合は、司法書士等の専門家に相談し、相続登記をしっかりしましょう。また、空き家を使える状態にしておくことも大切です。その上で、不動産団体や空き家バンクを運営している自治体に相談しましょう。



Q15 どんな空き家でも、財産・資源になるの？



空き家は、建物だけではなく、
土地もあるから、大きな財産だよな。



買い手がいたらの話でしょう…荒れ放題の空き家は問題よ！



そういえば、近くに大型スーパーが建築されるらしいぞ。
きっと空き家の有効活用が期待できるはず。



A 空き家の利用価値は、使用目的、建物の状況などによって異なります。所有者は、家族や親兄弟と、地域の中でどのような利用方法がよいのかを相談し、話し合うなどして、利用価値を見定めることも大切です。

空き家活用の不安を解決しよう！

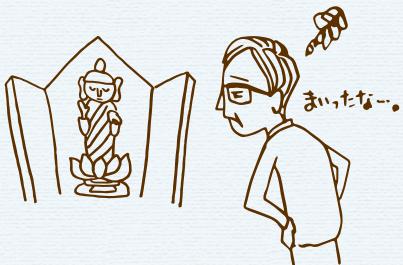
Q16 家具などが残ったままの空き家を活用するにはどうすれば？

空き家を人に貸すって言っても、家財道具や仏壇を残したままでは貸せないだろう。



思い出があるから簡単には捨てられないよ。処分して構わないタンスもあるけど、仏壇とかはどうすればいいんだ？

A 空き家を活用する上で、タンスや仏壇などの家財道具の整理が最初の課題となります。引き取りが難しい家具や仏壇など、空き家に置かざるを得ない物があることを踏まえて、整理しておく必要があります。例えば1つの部屋に必要な家財道具をしまいこんで残りの部屋を貸す方法、仏壇はお寺に預ける方法や処分する場合は「魂抜き・お性根抜き」の方法もあります。また、所有者にとって不要な家財道具でも、利用者からは「使わせて欲しい」というものもあるかもしれません。



Q17 改修が必要な空き家の負担を軽くするには？

ちょっとでも改修費用は少ないほうがいいわ。



自治体によっては補助制度があるぞ。

A 空き家の有効活用を図るうえで、改修整備にかかる手間や負担も大きな課題となります。所有者の負担軽減のための自治体の支援制度が設けられているところもあります。補修をしたい場合は、市町村や専門家に相談しましょう。(P18以降参照)
また、地域住民が利用するための空き家活用事例では、地域の方々による協力と専門家の支援を得ている場合が多く見られています。



Q18 地域が空き家所有者に活用を促すには？



あそこの空き家、
観光案内所として使ってよかったですわ。
みんなで楽しくつながりもできました♪

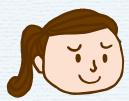


そうよねえ、空き家の所有者にも
こういった空き家活用の魅力を伝えて、
理解を得るにはどうすればいいのかしら？

A 空き家活用の取り組みが地域の中で一つでもあれば、活用される空き家の件数は徐々に増えていく可能性もあります。地域によっては、地域活性化を図る活動の中で空き家活用を徐々に広げていく積極的な事例もあります。



Q19 空き家活用の実現に向けて必要なことは？



空き家所有者と利用者が
すぐにつながればいいのよね…



つながったとしてもそれからが大変よね…
どうやって進めたらいいのかしら？

A 空き家の活用事例は、各地で見られるようになりました。各地域で苦心された事例や、それぞれの特性を活かした事例を参考にしましょう。また、自治体や専門家に協力を求めることが必要な場合もあります。自分達だけで解決しようとせず、いろんな事例を学んだり、さまざまな人に相談することが活用への近道です。

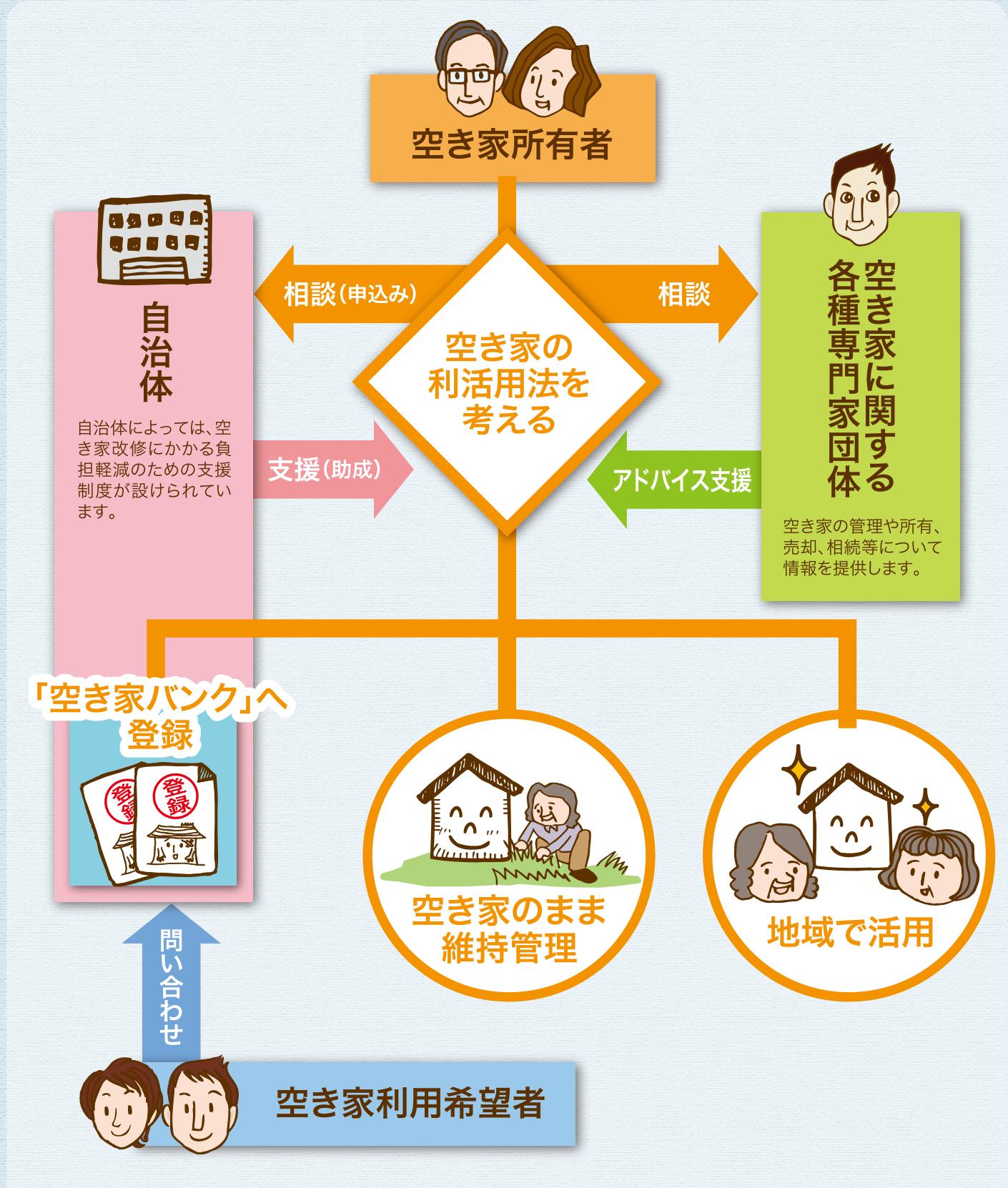


2 空き家活用の『次の一步』



●空き家活用のすすめかた

空き家の活用は、空き家所有者と利用希望者、地域、専門家団体の関わりによって進めていきます。



2 空き家活用の『次の一步』



地域資源活用事例①

指宿市山川福元

地域における住民交流向け施設としての空き家活用

よ どこ ら ちや のん ば 「寄り処 茶飲場」

特徴 1

地元住民等が気軽に立ち寄り、利用することができる交流の場として、空き家の一部を活用した取り組みです。

特徴 2

空き家の一部を、交流スペースなどに利用しやすいように改修しています。改修のための作業は、地域住民が協力・分担して実現しています。

特徴 3

交流スペースの利用にあたり、鍵の管理や清掃、利用記録など、住民で作業分担やルールを設けて自主的に運営しています。

特徴 4

既存の家財道具は住戸内にまとめて残したり、天井はそのままにするなど、利用に際して持ち主と借りる側の双方の負担を抑えています。

経緯

- 地域住民の間で、気軽に寄り集まれておしゃべりが出来る場所を望む声が高まっていました。
- 街なかには空き家がいくつかありましたが、対象となった空き家は、地域の生活動線沿いである上、車などの乗入れもできることから、利用が期待される所にありました。
- 地域の働きかけなどにより持ち主の快諾を得られたことが、実現につながりました。

取り組みの内容

- 利用に向け、地元住民が協力して、清掃や建材等の調達、改修を行ないました。

活動状況

- 日常的な集まりに加えて、地域での催し等も開かれています。
- 子ども達や地区外の人にも利用されています。

今後の取り組み

- 所有者との賃貸契約や保険適用等の手続きを行うため、専門的助言・支援等が望されます。
- 活用の継続・拡大に向けて、運用や維持管理の仕組みを充実していくことが望されます。



▲外観・住民の手づくりによるプレート「寄り処 茶飲場」



▲外観



地域資源活用事例②

南九州市穎娃町別府

地域おこし・観光の拠点となる空き家活用

「塩や、」

特徴 1

地域での観光等に尽力している地元NPO団体が、地域の中心として繁栄した歴史ある商店街の空き家を借り、地域観光の際に立ち寄って歴史を学んだり会合を開いたりするための拠点施設として改修し、活用しています。

特徴 2

大幅な改修となったため、大学の先生の協力を得て建築の専門的な検討や改修作業を実施しています。また、改修作業は、地域住民の協力に加えて、大学等の学生によって実施しています。

特徴 3

運営主体は、周辺の空き家も同様に借りて改修を行ない、一時的な滞在への対応などの様々な活用を進めています。

経緯

- 商店街に活気を取り戻すとともに地域の歴史を伝えるため、空き家となった商家を地域の観光資源として活かしています。
- 地元のNPO団体が主体となって、元商家の空き家を借り、改修や施設の運営を行っています。



▲「塩や、」外観・屋根改修は特に行っていない

取り組みの内容

- 改修にあたり、第一工業大学の先生等の協力を得て、改修の検討を行いました。
- 改修作業は、大学等の学生と地元の子ども達の協力によるワークショップ等を実施して進めました。

活動状況

- 観光客のおもてなしの場として活用されています。
- 地域でのイベントにおいて交流の場としても活用されています。

今後の取り組み

- 建物の傷み具合を把握するため、専門家の支援等が望まれます。
- 今後も地域観光の拠点として空き家を活用する事業に取り組んでいます。



▲掲示板で「塩や、」の利用予定を周知



▲内観・筋交による耐震補強、床板貼は学生が作業

2 空き家活用の『次の一步』



地域資源活用事例③

南大隅町根占川北

地域おこし・観光の拠点となる空き家活用

「喫茶去 一庵」

特徴 1

観光地(雄川の滝)近くの空き家を活用できる機会を受け、地元の友人らによる団体を結成し、空き家を活用しています。

特徴 2

空き家は、夏季の週末を中心にお開放しており、団体会員に限らず、地元住民や観光客らが、休憩等に利用しています。

特徴 3

現在は空き家の一部を整備して活用していますが、今後、休憩施設として利用を図るために徐々に備品を備えていく予定です。

経緯

- 会員の縁戚者が空き家を相続した際に、活用の相談がありました。
- 空き家の改修等に活用できる町の事業により、空き家の整備を実施しました。
- 地元の友人らで団体を構成して空き家を借りています。
- 町の補助(企画提案型まちづくり補助事業)を活用して、水周りの整備等を実施しています。



▲営業状況は向かって右側の「のぼり旗」で周知

取り組みの内容

- 家屋の清掃等は友人らで行い、水周りや畳の整備等を専門業者に依頼しました。
- 家屋の内装等は現状のままで活用しています。

活動状況

- 夏季の休日を中心に施設を開放し、活用されています。
- 地元住民や観光客の休憩の場として活用されています。



▲来訪者のくつろぎスペース

今後の取り組み

- 今後の運営継続に向けて、団体の取組みを充実します。
- 休憩などの利用を促進するため、備品などの設備を充実化する予定です。

2 空き家活用の『次の一步』



地域資源活用事例④

肝付町岸良

移住促進・地域おこし・住民交流の拠点となる空き家活用

「きしらの家」^{いえ}

特徴 1

町における移住促進や地域おこし等を促すために、空き家の活用について提案されたことが発端となりました。

特徴 2

空き家の改修は、地域住民と大学の先生や学生の協力を得て実施しました。

特徴 3

イベント開催、休憩・交流等が可能なスペースやカフェを整備しています。

特徴 4

地元組織での運営管理が図られており、移住促進イベントや地域活動等に幅広く活用されています。

経緯

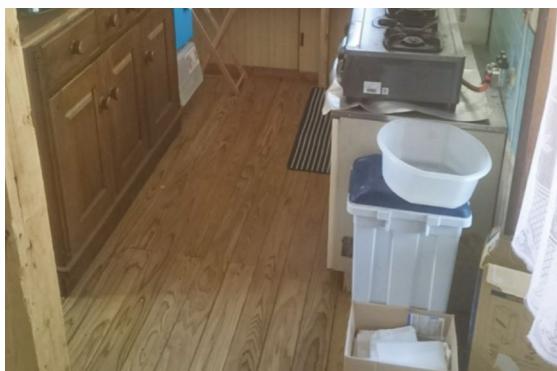
- 地域イベント開催時に、地域おこし協力隊員から、地域来訪者の宿泊先等として空き家を改修し活用することが提案されました。
- 対象の空き家は元々多くの住民が出入りしており、同様な利用を継続することが期待されました。
- 空き家改修費用は、移住定住促進事業による補助金を活用しています。



▲建築家の提案によるウッドデッキ(地域住民と学生が協働で作業)

取り組みの内容

- 改修にあたり建築の専門家である大学の先生等の協力を得ています。
- 改修作業は、地元住民や大学の学生等が中心となって実施しました。
- 改修に必要な材料の提供や重機利用など、地元の協力を得ています。



▲学生が貼った流しの床

活動状況

- 地域活動の拠点となり、地域活動の紹介や交流イベント(きしたんカフェ等)としても活用されています。
- 地域住民の「暮らしの保健室」も定期開催しています。



▲建具は既存のもの(不要品)を再利用

今後の取り組み

- 地域住民の参加を継続していくための取り組みやコーディネーター等を含む体制強化が期待されます。
- 宿泊機能の充実化などにより、定住促進向け居住体験等での活用が望まれます。



各自治体の相談窓口

〈注〉担当部署名等は、H29.3.1時点となります。

自治体名	担当部署／連絡先
鹿児島市	建築指導課 TEL 099-216-1358
鹿屋市	地域活力推進課 TEL 0994-31-1147
枕崎市	総務課 TEL 0993-72-1111
阿久根市	企画調整課 TEL 0996-73-1211
出水市	住宅政策課 TEL 0996-63-4127
指宿市	危機管理課 TEL 0993-22-2111
西之表市	地域支援課 TEL 0997-22-1111
垂水市	市民課 TEL 0994-32-1295
薩摩川内市	防災安全課 TEL 0996-23-5111
日置市	企画課 TEL 099-248-9403
曾於市	企画課 TEL 0986-76-8802
霧島市	地域政策課 TEL 0995-45-5111
いちき串木野市	政策課 TEL 0996-33-5634
南さつま市	総務課 TEL 0993-53-2111
志布志市	企画政策課 TEL 099-474-1111
奄美市	プロジェクト戦略推進課 TEL 0997-52-1111
南九州市	防災安全課 TEL 0993-83-2511
伊佐市	環境政策課 TEL 0995-22-1060
姶良市	地域政策課 TEL 0995-66-3121
三島村	定住促進課 TEL 099-222-3141
十島村	地域振興課 TEL 099-222-2101
さつま町	町民環境課 TEL 0996-53-1111

自治体名	担当部署／連絡先
長島町	企画財政課 TEL 0996-86-1134
湧水町	企画課 TEL 0995-74-3111
大崎町	企画調整課 TEL 099-476-1111
東串良町	企画課 TEL 0994-63-3122
錦江町	政策企画課 TEL 0994-22-3032
南大隅町	建設課 TEL 0994-24-3129
肝付町	企画調整課 TEL 0994-65-8422
中種子町	企画課 TEL 0997-27-1111
南種子町	企画課 TEL 0997-26-1111
屋久島町	建設課 TEL 0997-43-5900
大和村	総務企画課 TEL 0997-57-2111
宇検村	建設課 TEL 0997-67-2211
瀬戸内町	企画課 TEL 0997-72-1112
龍郷町	総務企画課 TEL 0997-69-4512
喜界町	総務課 TEL 0997-65-1111
徳之島町	企画課 TEL 0997-82-1111
天城町	企画課 TEL 0997-85-5171
伊仙町	未来創生課 TEL 0997-86-3111
和泊町	土木課 TEL 0997-84-3520
知名町	総務課 TEL 0997-84-3156
与論町	総務企画課 TEL 0997-97-3111



空き家に関する専門家の相談窓口

●住宅や土地の取引仲介等について相談したい方

対応可能な相談内容	団体名・連絡先等
住宅や土地の取引仲介の相談	公益社団法人 鹿児島県宅地建物取引業協会 鹿児島市上之園町24-4不動産会館5階 TEL 099-252-7111
	公益社団法人 全日本不動産協会鹿児島県本部 鹿児島市真砂町34-8 TEL 099-813-0511
住宅や土地の適正価格 賃料に関する相談	公益社団法人 鹿児島県不動産鑑定士協会 鹿児島市鴨池新町6-5前田ビル402号 TEL 099-206-4849

●登記、税など法律について相談したい方

対応可能な相談内容	団体名・連絡先等
空き家に関する トラブル等 法律全般	鹿児島県弁護士会 鹿児島市易居町2-3 TEL 099-226-3765
相続・売買等登記手続、 相続財産管理人制度、 不在者管理人制度、 成年後見制度などの相談	鹿児島県司法書士会 鹿児島市鴨池新町1-3 司調センタービル3階 TEL 099-256-0335
登記や境界確定 などの相談	鹿児島県土地家屋調査士会 鹿児島市鴨池新町1-3 司調センタービル1階 TEL 099-257-2833
転用、戸籍、相続手続き などの相談	鹿児島県行政書士会 鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202号室 TEL 099-253-6500
固定資産税、相続税 など税金の相談	南九州税理士会鹿児島県連合会 鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館2階 TEL 099-225-6148



●住宅のリフォーム費用などについて相談したい方

対応可能な相談内容	団体名・連絡先等
リフォーム工事の相談	一般社団法人 鹿児島県建築協会 鹿児島市城山町2-13 TEL 099-224-5220
設計、リフォーム工事内容の相談	一般社団法人 鹿児島県建築士事務所協会 鹿児島市上荒田町29-33鹿児島建築設計会館 TEL 099-251-9887
設計、リフォーム工事に関する建築士の相談	公益社団法人 鹿児島県建築士会 鹿児島市新屋敷町16-301 TEL 099-222-2005

●解体などについて相談したい方

対応可能な相談内容	団体名・連絡先等
解体費用などに関する相談	一般社団法人 鹿児島県建造物解体業連合会 鹿児島市荒田2-14-5第1平和ビル1階 TEL 099-251-1033

鹿児島県解体工事業協同組合
鹿児島市川上町2216-1
TEL 099-295-7616

●しろあり対策について相談したい方

対応可能な相談内容	団体名・連絡先等
しろあり対策 (駆除や予防など)に係る相談	鹿児島県しろあり対策協会 鹿児島市紫原4-20-10-303号 TEL 099-214-3330

●管理・活用について相談したい方

対応可能な相談内容	団体名・連絡先等
空き家の管理・保存・活用、家財道具、解体、再生に関する相談	NPO法人 結の夢来人・絆プロジェクト 鹿児島市鼓川町11-5 TEL 090-9674-8901
空き家の調査、再築・移築・リフォーム・解体・維持管理などの相談	民家再生協会かごしま 鹿児島市高麗町29-1 TEL 090-2719-5738
	一般社団法人 古民家再生協会鹿児島 鹿児島市紫原6-34-10 TEL 099-299-4889

相続に関する登記についての国の相談窓口

鹿児島地方法務局 不動産登記部門

TEL 099-259-0682 鹿児島市鴨池新町1-2

全般的な相談窓口

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

TEL 099-286-3738 鹿児島市鴨池新町10-1

公益財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター

TEL 099-224-4543 鹿児島市新屋敷町16-228